令和4年 第1回

宮崎市教育委員会(定例会)

会 議 録

公 開 部 分

## 令和4年 第1回宮崎市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年1月19日 13:40~15:00

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 【教育長・教育委員】

西田教育長、今門代表教育委員、畠山委員、片山委員、小林委員【事務局】

(企画総務課) 川﨑室長、河野主事

(学校教育課) 牧野課長

(生涯学習課) 中野課長

(文化財課) 白坂課長

(保育幼稚園課) 成松課長

## 4 議 案

番号	件名	説明者
議案第1号	令和3年度一般会計補正予算案の原案について	教育局長 生涯学習課長
議案第2号	宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行 規程の一部改正について	生涯学習課長
議案第3号	宮崎市学校施設の開放に関する規則の一部改正に ついて	企画総務課長
議案第4号	宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正につい て	文化財課長
議案第5号	宮崎市文化財保護条例施行規則の一部改正につい て	文化財課長

## 5 報 告

番号	件名	説明者
報告第1号	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	教育局長
報告第2号	令和3年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の 報告について	学校教育課長
報告第3号	事故等の報告について	学校教育課長

The state of the s	
西田教育長	それでは定刻になりましたので、ただ今から、第1回教育委員会
	定例会を開会します。
	本日の傍聴者は、ありません。
	それでは、会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議
	録の署名人は、私西田と、小林教育委員を指名させていただきたい
	と思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	会次第「3 行事報告等」に入ります。1ページをお開きくださ
	い。「(1) 教育長報告」については記載のとおりです。
	「(2) 委員報告」については報告案件はございません。
	次に、「(3)教育局長報告」ですが、令和3年12月27日と2
	8日に開催された「令和3年第9回宮崎市議会臨時会(12月)」
	は、新型コロナウイルス対策による、18歳以下への10万円給付
	において、所得制限を撤廃した給付を行うための補正予算案につい
	て審議するため、開催されたものです。この補正予算案については
	て番磯するため、開催されたものです。この補エ丁昇系については   可決されています。
	予びされています。   次に、「(4) 各課行事報告等   は記載のとおりですが、①学校教
	育課行事にございます「令和3年度第4回宮崎市いじめ防止対策委
	員会」については、後ほど議事の中で報告します。
	これまでの報告に対する質問や、お気づきになった点、ありまし
	たら、お願いします。
委員	なし。
西田教育長	それでは、他にないようでしたら、「4 議事」に入らせていた
	だく前に、進行の都合上、資料21ページ会次第「5 その他」の
	報告事項「宮崎市立倉岡幼稚園の廃止および廃止に係る今後のスケ
	ジュール等について」、事務局より説明をお願いします。
成松保育幼稚園課長	はじめに、「1 廃止の時期」についてです。倉岡幼稚園について
	は、令和3年7月28日に開催された第7回教育委員会定例会にお
	いて、今後の運営方針について「廃止」という方針案をご説明させ
	ていただいたところです。廃止の時期については、令和4年度、新
	規入園児の有無に応じて定めることとしており、年少クラスの新規
	入園児がいた場合は、当該園児が卒園する令和6年度末で廃止、年
	少クラスの新規入園児がいなかった場合は、1年前倒しで令和5年
	度末で廃止する方針としてご説明をしていました。
	その後、令和3年11月1日から12月17日にかけて、令和4
	年度新規入園児の募集を実施しましたが、新規入園希望者がいなか
	ったことから、令和5年度末である令和6年3月31日で、倉岡幼
	稚園を廃止したいと考えています。
	次に、「2 廃止までのスケジュール」についてです。本日、令和
	5年度末で廃止とする旨の報告をさせていただきましたので、この
	後、保護者の方や関係団体である議会、倉岡幼稚園学校評価委員会、
	北地区地域協議会、子ども・子育て会議の方に、「令和5年度末で
	廃止」の旨の文書を通知予定です。
	この後、令和4年の4月から、4歳児、5歳児クラスでの運営と
	なります。令和4年度は、5歳児が3名、4歳児2名の計5名です。
	また、少人数の園児での運営のため、集団教育の機会の減少が懸
	念されますが、他の保育所との交流保育を行っています。倉岡幼稚
	園に加え、清武幼稚園も人数が少なくなっていますので、月に1回
<u> </u>	圏に加え、併成効性圏も八数が少なくなうしいまりのし、月に1回

程度の交流保育を実施をしていきたいと考えています。 スケジュールの話に戻りますが、令和4年5月に市の公共施設の評価を行います。この評価結果の確定版を市民の方にも公表していく流れになります。 次に、令和5年4月からは、5歳児クラスのみの運営となり、令和6年3月31日に廃止となります。それから、廃止後の倉岡幼稚園の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
評価を行います。この評価結果の確定版を市民の方にも公表していく流れになります。 次に、令和5年4月からは、5歳児クラスのみの運営となり、令和6年3月31日に廃止となります。それから、廃止後の倉岡幼稚園の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  西田教育長  本し。 西田教育長  ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
く流れになります。 次に、令和5年4月からは、5歳児クラスのみの運営となり、令和6年3月31日に廃止となります。それから、廃止後の倉岡幼稚園の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
次に、令和5年4月からは、5歳児クラスのみの運営となり、令和6年3月31日に廃止となります。それから、廃止後の倉岡幼稚園の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
和6年3月31日に廃止となります。それから、廃止後の倉岡幼稚園の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。  西田教育長  ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 なし。 西田教育長  ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
図の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。  西田教育長  ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  委員  なし。  西田教育長  ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
園の跡地の活用方法については、施設評価の確定版が公表された以降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
降に、保護者の方や地域の意向も聞きながら、検討を行うこととしています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。  西田教育長  ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  委員  なし。  西田教育長  ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
ています。 最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
最後になりますが、市立幼稚園の管理に関することなどについては、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。  西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
は、宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規定に基づき、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。  西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  委員 なし。  西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
き、子ども未来部が、その事務を行うこととなっていますので、この点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
の点については保育幼稚園課より説明をしました。今後、廃止に係る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
る条例案の審議などを、教育委員会の委員の皆様に改めて、お願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いします。 西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。 委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。2 ページをご覧ください。本日、議案が5件です。次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。   委員
西田教育長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明でご質問はありませんか。  委員 なし。  西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。 2 ページをご覧ください。本日、議案が 5 件です。次に、議案第 1 号「令和 3 年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第 2 号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
ありませんか。  委員 なし。  西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。 2 ページをご覧ください。本日、議案が 5 件です。 次に、議案第 1 号「令和 3 年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第 2 号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員 なし。 西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。 2 ページをご覧ください。本日、議案が 5 件です。 次に、議案第 1 号「令和 3 年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第 2 号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
西田教育長 ないようでしたたら、「4 議事」に入らせていただきます。 2 ページをご覧ください。本日、議案が 5 件です。 次に、議案第 1 号「令和 3 年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第 2 号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
ページをご覧ください。本日、議案が5件です。 次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
次に、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算案の原案について」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
て」、議案第2号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執 行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開と したいと思いますが、いかがでしょうか。
行規程の一部改正について」ですが、こちらについては、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開と したいと思いますが、いかがでしょうか。
行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開と したいと思いますが、いかがでしょうか。
したいと思いますが、いかがでしょうか。
したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員 異議なし。
西田教育長 それでは、これより非公開とします。
西田教育長 それでは、ここで非公開を解除します。
次に、5ページをお開きください。議案第3号「宮崎市学校施設
の開放に関する規則の一部改正について」と、議案第4号「宮崎市
歴史資料館条例施行規則の一部改正について」と、議案第5号「宮
佐丈貞村昭末内旭刊 焼煎り 一部改正に ラバ ( ) こ、 酸菜 第 3 万 1 百
は、提案理由が同じですので、一括して事務局から説明をお願いし
ます。 
川﨑企画総務課長補 議案第3号「宮崎市学校施設の開放に関する規則の一部改正につ
佐いて」です。
この議案は、行政手続きの簡素化の推進により、市民の負担の軽
減及び利便性の向上を図ることを目的に、規則で定める申請書、そ
の他書類への押印を要しないこととするため、規則の改正を行うも
のです。
なお、この見直しは全庁的に取り組むものであり、市長部局にお
きましても、令和4年2月1日施行で、規則の改正を進めていくこ
とから、教育委員会規則についても、令和4年2月1日施行で、改
正を行います。説明は以上です。
白坂文化財課長 議案第4号「宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部改正につい
て」及び議案第5号「宮崎市文化財保護条例施行規則の一部改正に
ついて」一括してご説明します。

<u></u>	Ţ
	行政手続きの簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減と軽
	減及び利便性の向上を図ることを目的に、規則に定める申請書その
	他書類への押印を要しないこととするものです。
	議案第4号別紙のとおり、様式の9号、11号、13号と、議案
	第5号別紙とおり、様式の1号、3号、5号、6号、7号、8号、
	9号、10号、12号を改正し、それぞれ氏名や代表者、申請者、
	所有者、管理者等の押印欄を削除するものです。施行日に関しまし
	ても、議案第3号と同様に、令和4年2月1日施行で改正を行いま
	す。
西田教育長	ただいま説明のありました、議案第3号から議案第5号までで、
	ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	ほかに質問がないようでしたら、まず、議案第3号「宮崎市学校
	施設の開放に関する規則の一部改正について」、ご承認いただけま
	すでしょうか。
 委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。
四四叙月天	
	続きまして、議案第4号「宮崎市歴史資料館条例施行規則の一部
	改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。
	続きまして、議案第5号「宮崎市文化財保護条例施行規則の一部
	改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。以上で、議案は全て承認されまし
	た。続きまして、17ページをご覧ください。本日、報告が3件で
	す。
	・ 報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、
	報告第2号「令和3年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告
	について」、報告第3号「事故等の報告について」ですが、こちら
	については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第
7.0	7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	それでは、これより非公開とします。
西田教育長	それでは、ここで非公開を解除します。
	次に、会次第「5 その他」に移らせていただきます。委員の皆
	さまから、情報提供等がありましたら、お願いします。
小林教育委員	本日、複式授業を行っている内海小学校と椎葉村内の不土野小学
	校、大河内小学校の3校を繋いだオンライン授業のサポートをさせ
	ていただきました。学校側が積極的にロイロノートを活用して、各
	学校を結んで情報を共有していくということについて、先生方が円
	滑に動かれていると感じました。授業の様子を見学させていただ
	き、それぞれ小規模校ですが、先進的な授業を実施されており大変
<b>工口払</b> 大日	勉強になりました。
西田教育長	ありがとうございました。
	その他に報告等はございませんか。
今門代表教育委員	先日、松尾学校経営アドバイザーと一緒に、檍小学校の6年生の
	教科担任制の授業を見学しました。教科担任制を導入した当初は、

<u></u>	
	先生方の共通理解を図ることや、教科の時間調整などに時間がかか
	ったようですが、現在ではうまく調整ができているそうです。
	担任は、それぞれ力量の違いはあります。先生の中に経験が少な
	い人がいた場合でも、教科担任制を活用すれば、複数の先生で児童
	をみることができるので、学級崩壊などを起こしにくいそうです。
	今、先生方の働き方の問題が言われていて、実際、心の病で休まれ
	ている先生もいらっしゃいますし、そういったことからも教科担任
	制は、非常に素晴らしいと感じました。
	また、市外の学校の先生に聞いた話ですが、ある学級ではICT
	機器が活用されているけれども、ある学級ではⅠCT機器を全然使
	一っておらず、操作すら分からない先生もいるということで、交換授
	業を行うことで、子どもたちに I C T の活用の差がでないようにし
	ているとのことでした。本来は、ICT機器が得意でない先生も勉
	強して、他の先生方と足並みをそろえていかなければならないのだ
	と思いますが、今すぐできる対応として、交換授業の方法が考えら
	れるとのことでした。この話を聞いて、交換授業も選択の一つとし
	て、今後考えていくべきではないかと思いました。
	次に、宮崎港小学校にも授業見学に行きました。そのとき、事務
	室の方々の迎える態度というのが非常に気持ちがよく、「開かれた
	学校」というのは、このようなことが大事なのではないかと思いま
	した。例えば、公開で授業をすることも大事ですが、学校を訪れた
	際に、事務室の人や、校長先生、教頭先生などが笑顔で親切に対応
	してくれることが一番だと思います。「開かれた学校」というのは、
	学校側に話を十分に聞くことができること、また、十分に説明する
	という対応ができてこそであり、雰囲気がよくなることが何より大
	事だということを港小学校の訪問で感じました。
西田教育長	ありがとうございました。
	他にないようでしたら、「令和4年度の校長会関連の懇親会につ
	いて」事務局から説明をお願いします。
牧野学校教育課長	
	まず、宮崎市小中学校校長会主催の歓迎会については、令和4年
	4月22日、18時30分から、ガーデンテラス宮崎での開催を予
	定しています。
	次に、宮崎市教育懇話会については、令和4年11月25日の1
	8時30分から、ホテルメリージュで予定しています。
 西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
<b>  委員</b>	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、次に、会次第「6 次回教育委員会につ
	いて」、事務局から説明をお願いします。
川﨑企画総務課長補	次回定例会は、令和4年2月17日、13時40分から教育委員
佐	会室において、お願いしたいと考えています。
西田教育長	ただいま説明のありました日時で、委員会を開催しますので、よ
四川秋月ズ	
	ろしくお願いします。
	続きまして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明
	をお願いします。
川﨑企画総務課長補佐	( 行事予定説明 )
	以上をもちまして、第1回定例会を終了します。
西田教育長	以工でもりましし、男工凹足例云を於丁しより。